



職員名札の表記内容について

亀山市は、令和6年11月1日から職員名札の表記内容を見直します。

職員名札の表記は、これまで「フルネーム」としてきましたが、SNSの普及により個人情報が見つけられたり、SNS上にフルネームが無断掲載されたりするなど、職員のプライバシーの侵害が懸念されています。

そこで、職員が安心して働けるよう、職員名札の表記を「フルネーム」から「名字のみ」に、また、誰にでもわかりやすい表記にするため、ひらがな、漢字、ローマ字の3種類を表記するように見直します。

なお、役職名は、課長級以上の管理職において表記することとします。

また、職員名札のデザインについても一新することとし、職員アンケートを実施の上、決定したところでございます。

(1) 課長級以上



(2) (1) 以外

